

斜里町地域おこし協力隊募集要領

『広報しゃり』での情報発信

～地域に笑顔を。あなたの言葉で斜里を未来へ～

1. 斜里町ってこんなところ

斜里町は北海道東部、オホーツク海に面した人口約 10,600 人のまちです。世界自然遺産である「知床」を有しており、大自然を背景とした観光業とともに農業と漁業を基幹産業としています。

日本百名山のひとつである斜里岳の麓にまちが広がり、春から夏にかけてじゃがいもの花がいっぱいに咲き、秋になるとサケが川を遡上し、冬には流氷が海を埋め尽くす。そんな、季節によって大きく表情を変える風景が魅力のひとつです。

まちづくりの基本理念は「みどり(自然)と人との調和」であり、地域ブランディング「SHIRETOKO!SUSTAINABLE 海と、森と、人。」をブランドメッセージに 2015 年から進めています。また、関係人口創出推進、知床の開拓地跡におけるナショナルトラスト運動(寄附金を財源とした自然保護活動)などを実施しています。

2. まちの課題

現在、人口減少や少子高齢化による地域コミュニティの希薄化や地域経済への影響が危惧されています。

この現状の中、各広報メディアの特性を活かしつつ、受け手側の視点に立った発想で、世代を問わず必要な情報を「伝わる」よう発信することが、「住民サービス向上、住民参加等持続可能な地域の未来」を目指していく上で求められています。

3. 募集内容： 広報戦略推進員 1 名

4. 業務概要

【広報戦略推進員】

持続可能な発展に必要な行政広報の戦略的情報発信を目指した行政広報の作成、行政広報作成の際に行った取材や斜里町の魅力について、SNS 等から発信する業務に携わっていただきます。

- ・行政広報紙に関する取材・作成・編集
- ・広報紙を軸とした各種 SNS を通じた情報発信
- ・行政が発信する紙面やデータの編集

5. 応募資格

- (1) 応募時点で、三大都市圏（注1）又は都市地域（注2）等（過疎地域等条件不利地域指定の市町村以外（注3））に居住し、任用後に斜里町に住民登録を移し、移住できる方

※任用前に斜里町に転入した場合、任用取り消しとなりますのでご注意ください。

- (2) 心身ともに健康で、地域住民や町内外のクリエイターと協力しながら活動に取り組む意欲のある方

- (3) 企業PR、ブランディング、デザイン、ライティング、クリエイターなどの実務経験があり、地域の課題解決に興味がある方。

- (4) 普通自動車運転免許証（ＡＴ車限定可）を取得している方

- (5) パソコン（Word・Excel・InDesign・Illustrator・Photoshop等）を日常的に操作している方

- (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

注1) 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。

注2) 都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」（条件不利地域）に該当しない市町村をいう。

注3) 過疎地域等条件不利地域指定の市町村とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。

6. 勤務地:斜里町役場

7. 雇用形態・期間

- (1) 雇用形態 斜里町会計年度任用職員（パートタイム）

- (2) 雇用期間 着任日から令和8年3月31日まで

※8月1日以降随時とするが、合格者と調整のうえ採用日を決定する。

（活動頻度を勘案したうえで、双方の意見により年度単位で更新し、最長令和10年3月31日まで延長することができます。）

※任期満了後の定住・起業等に向けた相談にも対応します。

- (3) 副業（サイドビジネス） 希望すれば勤務時間外の副業も可能（所属企業からの派遣など）。

※ただし、職務専念義務違反や信用失墜行為の適用を受けない範囲に限る。

8. 勤務時間：8：45～17：30 のうち週 35 時間（週休 2 日）

9. 報酬等【報酬及び期末勤勉手当を合わせた想定年収：約 340 万円】

（1）月額：239,806 円 ※勤務時間によって変動あり

（2）期末・勤勉手当：年各 2 回支給

※ただし、採用時期や給与改定等により変動する場合があります。

（3）社会保険（健康保険・厚生年金）・雇用保険

（4）活動車両あり（燃料費については上限あり）

（5）住居借上げに係る助成あり（上限 38,500 円）

（6）灯油手当（上限あり）

（7）引っ越しにかかる費用は自己負担

10. 休日・休暇

（1）土日及び祝日（業務で出勤した場合は、代休取得）

※週休 3 日及び祝日に変更可（要相談）

（2）年未年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

（3）有給休暇（20 日/年度）※採用時期によって変動あり

11. 応募方法

令和 7 年 7 月 31 日（木）までに、応募用紙に必要事項を記入のうえ、斜里町役場総務部政策推進課宛に郵送ください。（提出された書類等は返却しません。）

※応募用紙は、町 HP よりダウンロードしてください。

12. 選考

（1）第 1 次選考は、書類による選考とし、応募者全員に結果を文書にて通知します。

（2）第 2 次選考は、第 1 次合格者を対象に作品試験・面接試験を実施します。詳細は、文書にて通知いたします。

13. 郵送宛先及び問い合わせ先

〒099-4192

北海道斜里郡斜里町本町 12 番地 斜里町総務部政策推進課

電話番号：0152（26）7708

メールアドレス：sh.miryoku@town.shari.hokkaido.jp